

省エネの ススメ

家庭・オフィスでの節電対策を

家庭の中で特に電気消費量が多いのは、エアコン、冷蔵庫、照明、テレビです。これらをはじめとする家電製品を上手に使うことで、効果的に節電することができます。また、日中のピーク時である13時から16時を避けて電化製品を利用することも、電力供給の安定を保つためにも重要な方法です。一人ひとりのご協力をお願いします。

📌 こまめにスイッチオフ

- ・冷房は必要なときだけつけよう。
- ・必要のない灯りはこまめに消そう。
- ・パソコンを使わないときは電源オフや休止モードを利用しよう。

📌 待機電力を削減

- ・使用していない家電製品のプラグを抜こう。

📌 エアコンで節電

- ・設定温度は28度以上に、扇風機を併用して風向きを調節しよう。
- ・室外機の周りに物を置かないようにしましょう。

📌 冷蔵庫で節電

- ・物を詰め込み過ぎないようにしよう。
- ・開いている時間を短く、余分な開閉は控えよう。
- ・冷蔵庫は壁から適度な隙間を開けて放熱しやすいように設置しよう。

📌 家電購入時に節電

- ・家電製品の購入時には、効率のよい製品を選ぼう。(省エネラベルや消費電力を考慮してください。)

📌 他にもこんなところで節電

- ・炊飯器やポットの保温は控えよう。
- ・ご飯は保温よりレンジで温めよう。
- ・トイレの温水洗浄便座の温度を低めに設定しよう。
- ・洗濯はお風呂の残り湯を利用し、まとめ洗いで洗濯回数を減らす工夫をしよう。

問い合わせ
生活環境課
☎65-0691 ☎63-4582

お盆休みのし尿くみとりについて

し尿くみとり収集業者のお盆休みは、以下のとおりとなります。お盆までにくみとりを希望される方は、下記申込期限までにお早めに連絡をお願い致します。また、粗大ゴミの回収申込みにつきましても、収集業者がお休みとなりますので、ご注意ください。

問い合わせ
生活環境課
☎65-0690 ☎63-4582

業者	お盆までのくみとり申込期限日	お盆休み	くみとり作業地域	粗大ゴミ回収地域
☎6211959 水口テクノス	8/8(月)	8/13(土)から8/15(月)まで	水口町 全域	水口町 信楽町
			信楽町 長野 北新町 北出町 問屋町 陶生町 広芝町 東二本丸町 上二本丸町 新二本丸町 みのりが丘町 大窪町 福島町 辻町 中町 馬場町 本町 中出町 元町 末広町 焼屋町 旭町 ハイランド町 つくしが丘町	
			江田 神山 田代 畑	
☎307481 日映日野	8/8(月)	8/13(土)から8/15(月)まで	土山町 大野学区	甲南町 甲賀町
			甲賀町 相模、大原市場を除く大原学区 油日学区 佐山学区	
			甲南町 全域	
☎50743 ヒロセ	8/8(月)	8/12(金)から8/15(月)まで	土山町 鮎河学区 山内学区 土山学区	土山町
			甲賀町 相模 大原市場	
			信楽町 長野 愛宕町 材木町 大正町 新町 松尾町 南松尾町 栄町	
			小原地区 多羅尾地区 雲井地区 朝宮地区	

12月請求分(10月～11月)から 水道料金改定

安全でおいしい水を供給するために

市では、安全で安定した水道水を供給するため、12月請求分から水道料金を改定します。今号では改定に至るまでの経過と新しい料金、計算方法についてお知らせします。

◎料金改定の経緯

合併時に市内統一料金が定められましたが、急激な値上げによる市民負担を避けるため、水道料金だけで費用をまかなえる料金から低く抑えられた設定となっていました。さらに、水需要も伸び悩み毎年度赤字決算となり、累積欠損金が増加してまいりました。このため、平成20年度に10%の料金値上げをいたしました。

料金改定以後、人件費の削減や施設統合による運転経費の削減、未収金対策など健全経営に向け取り組んでまいりました。

しかしながら、今後も水需要の伸び悩みが続き、給水収益の大幅な増加が見込めない厳しい運営状況が予想されます。さらに多くの水道施設は、老朽化が著しく更新時期を迎えており、更新の際、危機管理対策や環境保全の必要があり、多額の費用

がかかります。

以上のような状況から、水道事業審議会に、第二期改定の水道料金についての諮問を行いました。水道事業審議会では、第一期の料金改定以後の検証も含め、第二期の料金改定について、慎重に審議がなされ答申をいただきました。また、議会においても6月定例会に水道料金改定案を提案し、これまでの経緯を含めて審議いただき、水道料金改定について承認されました。

◎料金改定の内容

10月1日以降に検針した水道使用水量から改定となります。(10月と11月使用分で12月請求分から適用します。)

現行の水道料金から基本料金は6.61%から7.0%、超過料金は1mあたり、20m以下は10円、21m以上は15円をそれぞれ引き上げます。改定水道料金表と計算例は次項のとおりです。

■料金の計算例① (口径13mmで2か月使用水量45mの場合(税込))

改定料金(円)		
基本料金(1m～20mまでの水量料金含む)	2,709円	20m
21m～40mまでの超過料金	3,570円	178.5円×20m
41m～60mまでの超過料金	997.5円	199.5円×5m
合計水道料金	7,276円	1円未満端数切捨て

※改訂前合計料金 6,846円

■料金の計算例② (口径25mmで2か月使用水量156mの場合(税込))

改定料金		
基本料金	10,374円	
1m～20mまでの超過料金	3,570円	178.5円×20m
21m～40mまでの超過料金	3,990円	199.5円×20m
41m～100mまでの超過料金	13,545円	225.75円×60m
101m～200mまでの超過料金	13,818円	246.75円×56m
合計水道料金	45,297円	1円未満端数切捨て

※改訂前合計料金 42,738円

◎水道料金表(税込)

メーター口径及び用途	改定料金		超過料金(2か月あたり1mにつき)
	基本料金(2か月あたり)水量	料金(円)	
13mm 20mm 25mm 30mm 40mm 50mm 75mm	20mまで	2,709	・20m以下の水量 178.5円
		6,657	・20mを超え、 40m以下の水量 199.5円
		10,374	・40mを超え、 100m以下の水量 225.75円
		14,826	・100mを超え、 200m以下の水量 246.75円
		27,174	・200mを超える水量 267.75円
		42,000	
		93,912	
100mm 150mm 200mm	10mまで	165,585	・100mを超え、 200m以下の水量 246.75円
375,690		・200mを超える水量 267.75円	
657,468			
公共用(非住宅用)	10mまで	1,354	
臨時用		該当口径の2倍	267.75円

水道業務課 問合せ ☎86・8014 ☎86・8032

浄化槽の法定検査を受検しましょう

浄化槽を正しく管理しましょう

家庭や事業所などでお使いの浄化槽は、浄化槽法により「保守点検」「清掃」「法定検査」が義務付けられています。法定検査は、浄化槽本体および管理状況や水質に関することについて毎年1回必ず受けなければならないこととなっています。

法定検査に新たな方式導入

浄化槽管理者(設置者)のみなさんに、毎年1回法定検査を確実に受検していただけるよう、新たな検査方式が導入されました。

10人槽以下の浄化槽を対象に、BOD(生物的化学酸素要

求量)などの水質検査を導入し、従来実施してきた外観検査の一部を省略する検査となりました。保守点検業者に所属する指定採水員が1次検査を実施します。1次検査の結果が「不可」で原因が明確でない場合、県知事指定検査機関が2次検査を実施して総合判定を行います。

また、5年に1回は滋賀県知事指定検査機関による法定検査を実施します。浄化槽管理者(設置者)の皆さんは、保守点検・清掃業務を委託されている保守点検業者へ受検申し込みが必要です。

検査手数料

5,000円 ※2次検査の手数料は必要ありません。

問い合わせ

県知事指定検査機関 (社)滋賀県生活環境事業協会 ☎077-554-9271
滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課 ☎077-528-3474
甲賀市下水道管理課 施設維持係 ☎86-8399 ☎86-8032